

「特定行為及び看護師の能力認証に係る試案(イメージ)」より

- 看護師は、次のいずれかの場合に限り、特定行為を実施することができる。
 - ・ 厚生労働大臣が指定する研修機関において、実施しようとする特定行為に応じた研修を受けた看護師が、医師又は歯科医師の包括的な指示を受けて実施する場合
 - ・ 看護師が、特定行為を実施しても衛生上危害を生ずるおそれのない業務実施体制の下、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて実施する場合

【論 点】

- 医療法に則り、各医療機関で実施されている安全管理体制との関係をどのように考えるか。

＜参考＞ 病院等の医療の安全を確保するための措置（医療法第6条の10、同施行規則第1条の11①）

- 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。
 - 医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。
 - 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。
 - 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。
- 注：「病院等」とは、病院、診療所、助産所をいう。

- 看護師が特定行為を実施する際の実施体制の位置づけをどのように考えるか。

＜参考：現状、各医療機関等において実施されていると考えられる事項＞ ※但し、全事項について全て実施されているとは限らない。

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| ● インシデント・アクシデント報告システムの整備 | ● 患者相談窓口における報告・相談システムの整備 |
| ● 特定行為の手順書の作成 | ● 特定行為の実施のための能力評価の実施 |
| ● 特定行為を実施する上での医師等による指導体制の確保 | ● 研修体制の整備 |
| ● 医師との連絡・連携にかかるルールを作成 | |

【安全管理体制等に関するチーム医療推進会議委員のご意見】

- 医療安全に最大限配慮するためには、看護師一般についても一定の研修等を明記すべき。
- 特定行為を行うにあたっては、法的に特定行為を明確化するとともに、必要な教育や安全管理体制も含めて担保すべきでないか。
- 医療現場は、元来医療安全にはとても配慮しているのだから、法令上の位置づけはせず、比較的高度な医行為は研修を行い、医療安全に最大限配慮した上で実施するようガイドラインで示すべき。